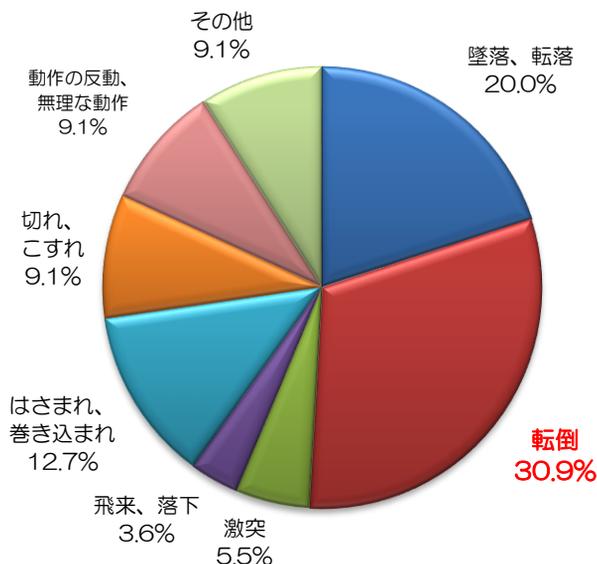




## 令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年 (速報値)	令和2年3月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		290(0)	55(0)	+5	10.0%
製造業		75	19	+4	26.7%
建設業		37	10	+1	11.1%
土木工事業		13	2	-2	-50.0%
建築工事業		18	5	±0	-
その他建設業		6	3	+3	-
陸上貨物運送事業		40	8	+2	33.3%
林業		2	1	+1	-
小売業		38	4	±0	-
社会福祉施設		30	4	-1	-20.0

### 【災害の傾向（事故の型別）】



## 新型コロナウイルスに関するQ&A（安全衛生編）

令和2年度がスタートしたところですが、新型コロナウイルスに関するニュースが連日報じられ、地域によっては緊急事態宣言が発令されるなど先の見通せない状況となっております。このような状況において、安全衛生管理に関する質問、相談等が多く寄せられていることから、紹介させていただきます。

### Q1 安全衛生委員会の開催について（開催時期や開催方法に関する相談）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、安全委員会等を開催するに際してはテレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

### Q2 定期健康診断の実施について（実施時期変更に関する相談）

労働安全衛生法の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの健康診断の実施時期を延期することとして差し支えありません。

上記の措置に関しては、令和2年4月6日時点における、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年5月末までに限られた対応となっております。今後の状況によっては期間が延長されることも想定されますので、厚生労働省ホームページの「[新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）](#)」を定期的にご覧いただき、最新の情報をご確認いただくようお願いいたします。

※詳しくは・・・

[新型コロナウイルスQ&A](#)

検索

守ってますか？最低賃金！宮城県の最低賃金は、令和元年10月1日から時間額824円です。

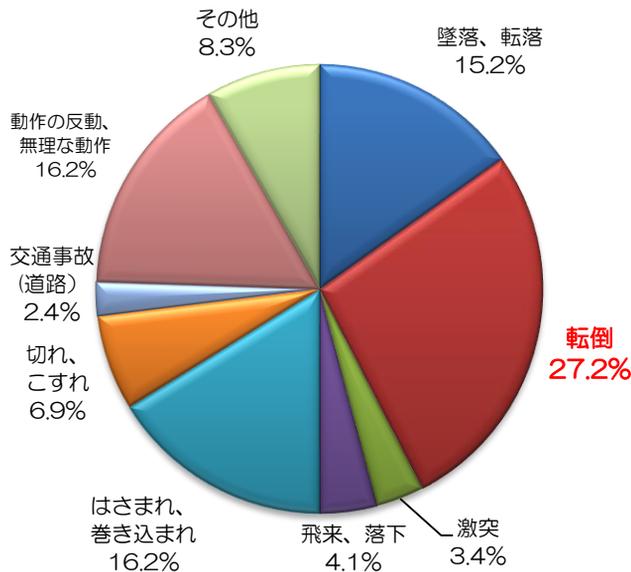
※産別賃金は、別途ご確認ください。

NEXT → [新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A](#)

# 令和元年(平成31年)の労働災害発生状況(全期:1月~12月)

業種	発生年	平成30年 全期	令和元年12月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		284(4)	290(0)	+6	2.1%
製造業		78	75	-3	-3.8%
建設業		34(3)	37	+3	8.8%
土木工事業		14(1)	13	-1	-7.1%
建築工事業		14	18	+4	28.6%
その他建設業		6(2)	6	-	-
陸上貨物運送事業		35	40	+5	14.3%
林業		7(1)	2	-5	-71.4%
小売業		26	38	+12	46.2%
社会福祉施設		36	30	-6	-16.7%

【災害の傾向(事故の型別)】



令和元年(平成31年)の休業4日以上労働災害は290件で、前年度と比べ6件(2.1%)の増加したものの、死亡災害については年間を通じて災害ゼロを達成しました。

事故の型別にみると、転倒災害が27.2%、はさまれ・巻き込まれ災害、動作の反動・無理な動作(災害性腰痛、捻挫等)が16.2%、墜落・転落災害が15.2%と高い割合となっております。

特に転倒災害は、全体の4分の1以上を占めており、製造業や第三次産業において高い発生割合となっております。転倒災害については、冬期間の積雪や凍結による災害が多発する傾向にありますが、屋内の作業場(工場、店舗、施設等)においては年間を通じて発生していることから、転倒災害防止対策(整理整頓、段差の解消、転倒危険個所の見える化等)を徹底し転倒災害防止に努めてください。

転倒災害防止対策の推進にあたっては、職場のあんぜんサイト「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」をご覧ください、参考にしてください。

※詳しくは・・・

**STOP! 転倒災害**

**検索**

## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2019年5月~9月

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間: 2020年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)



### 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**(**血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定**)に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

**二次健康診断**

**検索**

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112